

【刀装・刀装具・甲冑ほか】

重要小道具	鐺	沢潟文鐺（号生娘）	銘	信家	室町時代末期～桃山時代	尾張国	尾張徳川家伝来
	鐺	家紋唐草透鐺	銘	越中国住 成就作之	江戸時代末期	越中国	富山藩前田家伝来
	鐺	和本図透鐺	無銘	京正阿弥	江戸時代中期	山城国	
	縁頭	恵比寿大黒図	銘	大森秀知（花押）	江戸時代後期	武蔵国	
	揃小柄	加賀象嵌			江戸時代	加賀国	
	拵	朱漆塗桜花文蒔絵散印籠刻鞘打刀拵			江戸時代		
	拵	黒雲文塗丸十紋切金散鞘打刀拵	（13 兼長に附属）		江戸時代末期	薩摩国	
	甲冑	白檀塗勝色威最上胴丸			江戸時代中期		米沢新田藩主 上杉家勝周公所用
	鞍および鐙	家紋散蒔絵鞍 鉄地銀象嵌鐙	銘	金沢住国久作	江戸時代		三春藩秋田家伝来
	十刃筒	銀象嵌雲龍文十刃筒	銘	藍屋與三右衛門作	江戸時代		加賀藩前田家伝来

【備考】「指定について」 重要小道具とは、公益財団法人 日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に準ずると判断されて指定されたもの。

森記念秋水美術館
MORI SHUSUI MUSEUM OF ART

所蔵名品刀展

「秋水の美Ⅳ」

展示作品目録

【鑑賞室】2階 鑑賞室

【会期】第Ⅳ期：平成二十九年四月十八日（火）～七月九日（日）

2階鑑賞室 所蔵名品刀展「秋水の美Ⅳ」

【刀 剣】

指定	種別	銘別	名称	刃長 (cm)	反り (cm)	時代	国	備考 (伝来等)
1	特別重要刀剣	銘	定利	七〇・一	一・八	鎌倉時代前期～中期	山城国	日州 佐土原島津家伝来
2	重要刀剣	無銘	綾小路	四八・四	〇・九	鎌倉時代前期～中期	山城国	
3	特別重要刀剣	銘	来国俊 正和二年八月日	二四・一	内反り	鎌倉時代後期 正和二年(一一三一年)	山城国	
4	特別重要刀剣	銘	了戒(号 武蔵了戒)	八五・四	二・四	鎌倉時代後期	山城国	宮本武蔵の佩刀
5	重要刀剣	無銘	龍門延吉	六七・七	一・九	鎌倉時代後期	大和国	
6		無銘	大和志津	六八・五	一・五	南北朝時代	大和国	
7	特別重要刀剣	銘	備前国末行(古備前)	七二・四	一・六	平安時代後期～鎌倉時代初期	備前国	
8	特別重要刀剣	銘	則房(一文字)	七二・七	一・六	鎌倉時代中期	備前国	
9	重要刀剣	銘	守家	七一・三	一・八	鎌倉時代中期	備前国	
10	重要刀剣	銘	景秀	七七・一	一・七	鎌倉時代中期	備前国	島津家重臣 種子島家伝来
11	重要刀剣	銘	備前国□□住長□(伝長親) 建武二年二月日	七六・七	二・七	南北朝時代初期 建武二年(一一三五年)	備前国	
12	特別重要刀剣	銘	備前長船住盛景 永和元年十月日	六三・二	一・四	南北朝時代中期 永和元年(一一三五年)	備前国	
13	重要刀剣	兼銘	兼長	六四・〇	一・四	南北朝時代中期	備前国	
14	特別重要刀剣	銘	備前長船倫光 貞治二年二月日	三〇・八	〇・二	南北朝時代中期 貞治二年(一一三三年)	備前国	
15	特別重要刀剣	銘	守利(古青江)	七七・二	二・五	平安時代後期～鎌倉時代初期	備前国	
16	重要文化財	銘	次忠(古青江)	七九・〇	二・六	鎌倉時代初期	備前国	
17	重要刀剣	無銘	備中国水内住次久 康永三十一月日	四六・四	二・四	南北朝時代前期 康永三(一一三四年)	備前国	
18	重要刀剣	無銘	金重	二九・三	〇・三	南北朝時代中期	美濃国	
19	重要刀剣	無銘	則重	六七・一	一・九	鎌倉時代末期	越中国	
20	重要刀剣	銘	宇多国宗 文明十一年己亥二月日	五六・五	二・二	室町時代後期 文明十一年(一四七九年)	越中国	
21	重要刀剣	銘	藤嶋友重	六二・三	二・四	室町時代初期	加賀国	
22	重要刀剣	銘	藤嶋友重	二七・二	内反り	室町時代初期	加賀国	
23	重要刀剣	銘	藤嶋友重	六二・四	二・二	室町時代初期	加賀国	稲葉家伝来
24			金梨子地菱に三字紋蒔絵鞘糸巻太刀拵					
25	特別重要刀剣	無銘	西蓮	六九・四	一・八	鎌倉時代末期	筑前国	島津義弘指料 重富島津家伝来
26	重要刀剣	無銘	左吉貞	三三・三	〇・三	南北朝時代中期	筑前国	
27	重要文化財	銘	住東叡山忍岡辺長曾祢虎入道 寛文拾一年二月吉祥日	七一・二	一・五	江戸時代前期 寛文拾一年(一六七一年)	武蔵国	庄内藩家老 菅実秀公所用
28			竹塗打刀拵(庄内拵)			江戸時代末期	出羽国	
29	重要刀剣	銘	河内守国助	七六・〇	一・〇	江戸時代前期	摂津国	
30		銘	宇多国宗 以南蛮鉄作之 延宝五年八月吉日	六二・九	一・四	室町時代中期 延宝五年(一六七七年)	越中国	
31		銘	清廣 平成二十八年二月日	七三・四	二・六	現代 平成二十八年(二〇一六年)	福井県	平成二十八年度 新作名刀展出品刀 高松宮記念賞受賞

【備考】「指定について」重要文化財とは、文化財保護法に基づき日本国政府(文部科学大臣)が指定した文化財

特別重要刀剣とは、公益財団法人 日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に相当する、または重要文化財に準ずる価値があると判断されて指定した刀剣

重要刀剣とは、公益財団法人 日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に準ずると判断されて指定した刀剣